

都立清瀬東高校及び市立清瀬第九小学校跡地の利用方法等について（答申） に対して提出された意見等の概要及び提出された意見に対する市の考え方

平成19年11月1日から11月20日までの20日間において、都立清瀬東高校及び市立清瀬第九小学校跡地の利用方法等について（答申）に対するパブリックコメントの募集を行った結果、49人(団体等含む。)の方から71件の意見等が提出されました。

そこで、これらの意見を適宜要約し、類似項目ごとに整理したうえで、意見に対する市の考え方を取りまとめましたので、清瀬市パブリックコメント実施要領第8条及び第9条の規定により次のとおり公表します。

《意見の分類及び件数》

基本方針（答申全体含む。）全般に関するもの	2件
基本方針-清瀬東高校に関するもの	1件
基本方針-清瀬第九小学校に関するもの	43件
清瀬東高校跡地の利用-基本的な考え方に関するもの	8件
清瀬東高校跡地の利用-利用の方向に関するもの	15件
清瀬東高校跡地の利用-管理運営に関するもの	1件
その他	1件
合計	49人 71件

以下意見等の概要及び市の考え方の文中において、「都立清瀬東高校跡地」は「東高校跡地」と、「市立清瀬第九小学校跡地」は「九小跡地」と、両施設について省略し、統一して表記します。

《提出された意見等の概要及び市の考え方》

基本方針（答申全体含む。）全般に関するもの

提出された意見等の概要 <件数1件>	利用に当たっては、清瀬市の基本的な政策に添って「清瀬市の方針」をまず最初に決めることが大切だと思います。 清瀬市には、市の「福祉施策基本計画」が策定され広く市民に発表されています。まず、このような基本計画を実施するに当たって「東高校跡地」をどのように利用する事が出来るか、市当局の責任において検討を加える事が優先されるべきと考えます。福祉の諸問題が、一般的な「利用、活用」方法の検討の中に埋没する事が無いよう要望します。
市の考え方	東高校跡地の利用等についても、市の施策でありますので、市の「基本構想」及び「基本計画」に合致したものでなければならぬと考えております。具体的な利用方法等については、今後、市民の皆さまと検討していきたいと考えております。
提出された意見等の概要 <件数1件>	検討委員会を3回傍聴させていただきました。時間的な制限がある中、真摯な議論を行い一定の答申を出したことに敬意を表します。

市の考え方	各種団体の代表並びに東高校跡地及び九小跡地の周辺自治会の代表の方、また市民公募委員など20名の皆さんによる検討委員会においてご審議をいただき、重要な政策判断の方向について答申をいただいたと思っております。
-------	--

基本方針 清瀬東高校に関するもの

提出された意見等の概要 <件数1件>	東高校跡地の取得に賛成です。 答申の「東高校跡地を取得する」との基本方針については、清瀬市民の福祉の向上、市民参加型の地域社会作りの推進、少子・高齢化、とりわけ超高齢化社会への対応、福祉をささえる市民ネットワークの構築・推進、将来的なまちづくり等の観点から必要と判断し賛成します。
市の考え方	答申の基本方針のとおり、東高校跡地は、市民の生涯学習・スポーツ活動等の拠点施設として有効に活用することができると考えております。

基本方針 清瀬第九小学校に関するもの

提出された意見等の概要 <件数36件>	<p>九小跡地の売却には、反対です。</p> <p>私達は、九小跡地のグラウンドを利用している少年野球部部員の保護者です。何年もの間、毎週土日祝日利用してきた九小跡地を売却すると聞き、子供達をはじめ私達は驚きと不安を隠せません。</p> <p>私たちの野球部は三十余年続くチームで、現在チームで活躍している子供の親も昔は同じ野球部でプレーしており、地域に深く根付いたチームです。子供達は九小跡地のグラウンドで朝早くから暗くなるまで大好きな野球が出来るお陰で成績もよく、さらに練習に熱が入るようなよい習慣が出来ています。子供達が一生懸命がんばる姿を見て、監督コーチ、保護者は出来るだけの支援をして今日までチームを盛り上げてきました。野球部の活動を通して、大人と子供が一緒になって汗を流し、泣いたり、笑ったりしながら培ってきた子供達の力と成長は何物にも代えられないと考えていますし、複数の学校にまたがる仲間が出来たことで地域の結びつきが広がり、今日まで子どもたちをまっすぐに育てることが出来たと感謝しています。また私共は練習前後のグラウンド整備、落ち葉掃き、側溝の清掃などをして、いつでも誰もが安全に気持ちよく利用できるように心がけてきましたので、九小跡地のグラウンドには愛着がありますし、たくさんの思い出が詰まっています。だからこそ、売却によりこれからここで成長していくであろうと思っていた子供達のチャンスが少なくなる様な事はとても悲しいのです。</p> <p>答申案では、九小跡地を売却した場合「東高校跡地が九小跡地の代替となりうる」とありますが、旭が丘・下宿から小学生が通うのは非常に困難です。また下宿運動公園は、定期的な利用が難しい上、使用料がかかります。雨天で利用しなかった場合も使用料を払わなければならない、練習時間が大幅に制限される上に経済的負担が大きくなり、大変困ります。市内の他の野球チームでも練習するグラウンドを確保するのに大変苦勞をしているという話が耳に入ることもありとても不安です。ここまで申し上げた様に、九小跡地のグラウンドは、この野</p>
------------------------	--

球部にとってとても重要で必要な場所であり、地域の子供達が健全に育ってきた場所なのです。どうか私達市民の気持ちや今の状況を酌んでいただき、再度ご検討して下さることを切に願っております。

九小跡地は、市民の貴重な財産です。住民が愛着を持っている小学校跡地として、大事に考えてほしいです。簡単に売却するようなことは、しないでください。子どもたちから高齢者の方までが幅広く利用できる複合施設や子どもたちが安心して遊べる場所として活用してください。また、隣接している学童保育所や保育園も手狭であるので、この跡地を活用するべきだと思います。

九小跡地については、全部を売却するのではなく、半分又は一部は残して市民が利用できるような施設としてほしい。児童館（職員や施設条件の整ったもの）や集会室は、不足していると思います。

要望施設 子どもや青少年の遊び場

防音設備のある舞台付の集会室など地域住民が集える施設

九小跡地のグラウンドや体育館は、現在毎週土・日曜日には子どもたちや高齢者が利用していますし、平日の夜間も仕事を終えた女性たちが利用しています。清瀬第九小学校跡地の代わりに子どもから高齢者の方までが、無理なく通え、そして使用することができるグラウンドを新たに作ることができないのであれば、この場所に清瀬第九小学校があったという証として、グラウンドと体育館を共に残していただきたいと思います。

東高校跡地は、九小跡地の代替施設には、ならないと思います。旭が丘・下宿地域は、東高校跡地から遠く、バスを利用しなければならず、遠くて不便です。特に子どもや高齢者の方は利用できにくいと思います。また、東高校跡地付近には、児童センターもあり地域が偏っていると思います。旭が丘地域には、子どもたちが思いっきり遊べる場所がないと思います。

答申書の附言にある「下宿地域市民センター」の増築は、無理です。再整備するなら、第九小学校跡地の一部分に建替えるべきです。下宿地域市民センターは、旭が丘地域からは遠いのです。

東高校跡地を、市民のために有効活用することは賛成だが、そのために九小跡地を売却して、その資金に充てることは、断固反対します。東高校跡地と九小跡地を、同じテーブルで議論し、一方的に結論を出すこと自体不合理です。

<p>市の考え方</p>	<p>答申では、「東高校跡地は市民の生涯学習・スポーツ活動等の拠点施設として確保し、九小跡地については、東高校跡地がその代替施設となり得るため処分し、その売却益を東高校跡地取得のための財源として充当するのが望ましい」とされています。</p> <p>市としまして、少子高齢化が進むなか、市民の皆さんが地域社会で元気に充実した生活を送れるよう生涯学習やスポーツ活動などの場を整備することは重要な課題であり、約26,000㎡の敷地を有する東高校跡地は、10年、20年先を見据えたまちづくりを進めるなかで、是非確保したいと考えております。一方、その取得の財源を考えますと、多額の借金(起債)による整備は過重な後年度負担を残すこととなりますので、今回の答申に基づき、九小跡地を処分し、その売却益を東高校跡地取得のための財源としたいと考えております。</p> <p>そうしたなかで、少年野球等の場合は東高校跡地まで行くことができないとのことですが、下宿地域には市のスポーツ施設が集積しており、それらの施設を利用している方に東高校跡地を利用いただくことにより、下宿地域のスポーツ施設にも空きが生じると思われます。また、清明小学校の学校開放もありますので、近隣での代替施設についても、協議・検討をお願いしたいと思っております。</p>
--------------	---

<p>提出された意見等の概要 < 件数 7 件 ></p>	<p>周知等について</p> <p>九小跡地の利用については、不安と怒りを感じています。答申を読みましたので状況は理解できますが、何年も定期的に利用していた私達には何の情報ももらえないまま今日に至るのは腹立たしく、不信感さえ抱いてしまいます。国から決められていた清瀬第九小学校の暫定利用期間が来年3月に切れる事は、利用方法云々以前に利用者に報告されるべき事ではないのでしょうか？私達には必要な情報さえ得られなかった中でこの答申に納得できるはずがありません。もうこの期に及んで他に方法がないというのなら利用者に配慮するべく、両跡地の取得・売却後の事をもっと詳しく話し合っただけ欲しいのです。今の状況では利用者は何も納得できませんし、期限が迫っているのに何の対策も立てられません。</p> <p>「清瀬東高校等跡地利用検討委員会」の名称にも明らかなように「九小跡地を、東高校跡地利用のために売却する。」議論の場になるなどということは、九小跡地の周辺住民には知らされず、むしろ「九小跡地売却」の結論を引き出すための「清瀬東高校等跡地利用検討委員会」としか思えません。九小跡地は、市民の貴重な財産であり跡地利用は、旭が丘・下宿・中里など関係地域住民の最大の関心事です。関係住民として、このような暴挙に激しく抗議します。改めて「清瀬第九小学校跡地利用検討委員会」を設置して、住民の声を聞き、広く関係周辺住民の意見を集約することが大事です。</p> <p>「清瀬東高校等跡地利用検討委員会」以前の段階で、市の企画内容の全体を市民に広く知らせる必要があったのではありませんか。お尋ねいたします。</p>
---	--

	<p>説明会等を開催してほしい</p> <p>答申の附言に、九小跡地への住民の思いを入れていただきありがとうございました。</p> <p>つきましては、この件に関しましてお願いがあります。附言には、処分に伴い周辺地域住民に配慮してとあります。九小跡地は、現在、陶芸や少年野球、サッカー、インディアカ、ゲートボールなどで多くの方に使われています。また、校舎自体は老朽化が激しく残すことは無理かと思いますが、30年近く子どもたちが通い思い出に残っている校舎です。配慮という言葉は、広く解釈されますが、地域住民の声を聞いてこそその配慮だと思います。どうぞ処分の計画を立てる前に、九小跡地周辺地域住民の声を聞く機会を持ってくださるようお願いいたします。周辺とは、単に団地やその辺りということではなく、第九小学校に子供を通わせていた保護者も含んでお考えくださいますようお願い申し上げます。</p> <p>この答申の基本方針は、行政サイドに立った答申と認めざるを得ない内容と思料されます。また、市議会での一般質問に対する市の回答では、検討委員会は「公開制」で行い、審議内容は「ホームページに掲載している」ので、特定の地域に限った説明会を開く考えはありませんとのことです。本当に市民あつての市行政かと疑わざるを得ない回答であると驚いています。九小跡地周辺の地域住民の生の声を聞く機会をつくっても良いのではないのでしょうか。ご検討をお願いいたします。</p> <p>今の局面では、「東高校跡地利用と九小跡地売却」計画の全容について、「市報」及び「住民との懇談会」などで、市側は十分な説明責任を果たし住民の意見を十二分に聞くべきだと考えますが、いかがですか。市民の財産20億円の売買に係わる問題ですので、慎重かつ市民参加の民主的な手法で、行政運営を期待します。</p>
市の考え方	<p>今回の東高校跡地及び九小跡地の利用の検討につきましては、各種団体の代表や両施設の周辺自治会の代表の方、また、市民公募委員など20名の皆さんによる検討委員会を設け、半年にわたってご検討いただきました。その検討委員会も公開制（傍聴可能）で行い、検討委員会委員名や審議内容の要旨も市のホームページ上で公開しております。また、この清瀬東高校等跡地利用検討委員会の委員募集（設置時）においては、東高校跡地及び九小跡地の利用についてご検討いただくことを公表しておりますので、両跡地の周辺地域の住民の方に配慮せず、非公開で審議を進めたものではないと認識しております。このようなことから、特定地域に限った説明会を開催する予定はございません。なお、検討委員会設置前の周知につきましては、両跡地の利用の方向性について、まず、市民委員の皆さんによる検討委員会でご検討をいただき、その答申（報告）をいただいた上で市の方向性を決定していきますので、検討委員会設置前に市の企画内容（考え方）を広く市民の皆さまに公表することは難しいと考えております。</p>

清瀬東高校跡地の利用 基本的な考え方に関するもの

<p>提出された 意見等の概要 < 件数 2 件 ></p>	<p>取得後は早期に利用開始してほしい。 実施時期については、取得方針が確定し東京都からの購入が確定し次第、できるだけ早い時期に利用が開始できるように取り組むべきと考えます。都立清瀬東高校の閉校は2007年3月ですから、2008年3月で1年が経過します。期間をあければあけるほど施設は傷み、改修費用が膨らみます。予算の裏づけが必要でしょうが、検討期間中の暫定利用等も含め早急な対応を望みます。</p>
<p>市の考え方</p>	<p>答申の東高校跡地の利用の基本的な考え方にもありますように、維持管理経費も含め、費用は効果的に投資するべきだと考えております。校舎の暫定利用につきましては、検討していきたいと考えております。</p>

<p>提出された 意見等の概要 < 件数 2 件 ></p>	<p>学校施設公開日及び団体・個人の利用方法表明について 東高校跡地取得決定後、早急に「学校施設公開日」を設け、「施設利用を検討している団体・個人」には、より具体的に利用方法について検討する機会を、市民には「新しい清瀬市民の財産」を公開する機会を設けることを希望します。理由は、現在、検討委員など一部の市民のみが施設見学を行っていますが、将来の利用者となりうる、「施設利用を希望している団体・個人」にとって、施設の現状を実際に見学する機会は必須だからです。</p> <p>利用検討委員会設置前に、実際に「施設使用を希望している団体・個人」が、具体的な利用方法を表明する機会（意見書の提出など）を設けることを希望します。利用検討委員会では、提出された利用方法を基に、方針・規約など詳細を決定することを希望します。その理由は、現状、「施設使用を希望している団体・個人」が利用方法を表明する機会が明らかではなく、市民の間でもいろいろな意見があり混乱しているので、手続き・スケジュールなどを公表することで、公平を期していただきたいと考えるからです。</p>
<p>市の考え方</p>	<p>今回の答申は、東高校跡地及び九小跡地の利用に関しての大きな方向性について答申をいただきましてので、今後は、東京都と取得についての協議を進め、条件等を明確にしていきながら、ご指摘の事項についても、市民の皆さまとともに検討していきたいと考えております。</p>

<p>提出された 意見等の概要 < 件数 4 件 ></p>	<p>取得に関する財政問題等について 東高校跡地の取得は、かなり高価な買い物であり、清瀬市民センターの改修等もあり、清瀬市にとってかなりの財政負担になると判断します。従って、取得を含めた財政計画をたて市民に理解を求めることやこの10億円の投資が、市民の幸せや清瀬市のためになるという具体的な活用イメージ等を示すことが必要と考えます。</p> <p>東高校跡地の取得費用は、私たち市民にとっては高額であり、その費用は市に頼らざるを得ないのですが、市の財政負担の軽減、市民・市民団体・NPO等の参加意識の醸成そして受益者負担・応分負担等の立場から、市民に広く寄付・カンパ等を求めることを提案します。</p> <p>受益者負担の原則については、賛成であるがNPO法人等の非営利団体等、利潤を追求しない団体の利用については、一定の配慮をすべきと考えます。</p>
<p>市の考え方</p>	<p>東高校跡地の取得は市にとって、とても重要な政策選択であり、財政負担についても大きなものであると認識しております。今後、東京都と具体的な条件等を交渉してまいりますので、その交渉結果を踏まえ、取得のための財政計画等をしっかりたてていきたいと考えております。また、受益者負担の原則につきましても、一定のルールの元に答申の趣旨を尊重していきたいと考えております。</p>

清瀬東高校跡地の利用 利用の方向に関するもの

<p>提出された 意見等の概要 < 件数 8 件 ></p>	<p>障害を持つ方のための作業所（働き場）の設置 それぞれの能力に応じて仕事をし、地域社会とかかわりがもてる、障害者の作業所の設置を望みます。働く場があることは、障害者の自立支援を進め、その家族にとっても生活を前向きにしてくれます。しかし現在は働く場が少なく、空きがない状況に不安を感じています。将来の為に、作業所増設を目指し、資金確保のため活動をしています。しかし、障害者の施設設立となると、近隣の理解を得るのが、大変と聞いています。実際、他県に在住の時、やはりグループホーム設立に対して、資金も場所もあるのに、近隣の住民の反対があり、白紙になったこともあります。</p> <p>その点、学校の跡地でしたら、敷地にもゆとりがあり、ご近所に迷惑をおかけすることも少ないと思います。自己資金で土地を購入することはとても無理ですし、貯まるまでの時間的余裕もありません。是非、校庭の一部を貸していただけますよう、お願いいたします。作業が集中できる場所と、障害がある人だけでなく、色々な方々の交流できる、複合的な場が併設されれば、より良いと思っております。どうぞ、ご検討ください。よろしく申し上げます。これからは団塊の世代の方や青年のボランティアの方の力が大いに期待できると思えますし、とても良いタイミングだと思います。同じ建物の中で仕事ができることは、心のバリアフリーの効果も期待できます。</p>
--	--

以前住んでいた千葉県の習志野市には、総合福祉センターという名で、敷地内に老人の憩いの施設（囲碁などやダンスサークル等々ができる小ホール・ゲートボール等が出来る小さなグラウンド）と障害者作業所や販売所、肢体と知的障害児の通園施設が一体となったものがありました。市民センターと障害者センターと旧・竹丘学園（あるいは子ども学園）がひとつの敷地内にあったというイメージです。障害のある青年たちや老人や、サークルに通う市民の方々の行き交う姿は、理想的ですらありました。東高校跡地は、それよりさらに敷地も広いので、そのような使われ方（さらにいろんな人が行き交う）は、すばらしいのではないかと考えます。

是非、東高校跡地に障害者の働く場を作って欲しいと願います。働く場というと抽象的ですが、ひとつ例えて言うなら、さまざまな程度の障害のある人たちに（近隣の畑を借り）農業や園芸で、花や野菜等を売ったりできたらいいなどの夢も抱いてしまいます。スポーツ施設や生涯学習の場としての利用も今後の需要として見込めるものではあると思いますが、その中に障害者の働く場を確保していただきたいと思います。東高校跡地の教室の一部というよりは、校庭の一角に敷地を提供していただき、障害者の働く場を作り、高齢者の方などともに日中生活を送ることが、障害者の在宅を減らす早道であると考えます。

市内で活動している障害者団体（障害を持つ子どもと健常児の交流の場、障害者（児）通所訓練事業、障害者青年学級・無認可の共同作業所、グループホームなどを展開している社会福祉法人）で、現在障害児・者合わせて110名の会員がおります。現実的な問題として、私たち会員だけでも2010年までに15名の卒業生がいますし、人口急増地の当市においては障害者の転入も予想されます。また、障害者自立支援法で事業変更したために施設に行けなくなってしまった仲間や企業を辞めざるを得ない青年学級生など、働く場や日中活動の場はますます必要となっています。しかしながら、障害を持つ人達や家族の方の要望にはまだまだ応えきれない状況にあります。是非とも今後卒業する障害を持つ人達のための場として、東高校跡地を利用させてください。

校庭の一角を借用できましたら、当団体で国・東京都と協議し建物を建設いたします。校庭の借用が難しい時には、空き教室利用の検討をお願いいたします。基本的な考えの中にある「現在の施設を有効に利用すること」とありましたが、この件については障害者自立支援法により、障害を持つ人達が空き教室でも活動が可能になり、今後清瀬市内に在宅者を出さないために、是非、当団体として障害を持つ人達の日中活動の場・働く場として空き教室を利用したく要望いたします。このままでは在宅障害者が発生する恐れがあります。清瀬市の福祉計画の中で東高校跡地の有効活用を図り、この緊急事態を回避する方策を講じてください。

市の考え方	<p>答申には、東高校跡地の利用の基本的な考え方の中に「公共的かつあらゆる市民が利用できること」及び「多世代交流の場であること」と書かれております。市でもこの考え方を尊重し、健全者や障害のある方も含めたあらゆる年代、あらゆる市民の方が共生する施設又は活用方法であるべきと考えております。今後、具体的利用方法等、東京都と取得についての協議を進め、条件等を明確にしていきながら、市民の皆さまとともに検討していきたいと考えております。</p>
-------	--

<p>提出された意見等の概要 <件数 7 件></p>	<p>市民活動センター等の移転を 東高校跡地に市民活動センターを移転させることを提案いたします。今後もボランティアセンターと連携して市民活動やNPO法人への支援に取り組んでいくことが必要であり、ボランティアセンターのもつ地域福祉ネットワークと連携することで、より有機的な活動が展開します。清瀬ボランティアセンターと併せて移転することが望ましいと考えます。検討委員会の答申でも、基本的な考え方で「公共的かつあらゆる市民が利用できること」、「多世代交流の場」であることが規定されており、多くの住民参加により成り立つ市民活動センターが、この跡地を利用することは、答申の趣旨にも合致しています。市民参加・交流促進を図る市民活動の中間支援の拠点として、市民活動センターの機能を移転することで、より多くの市民が東高校跡地を有効に活用すると考えられます。</p> <p>社会福祉協議会の事業を現行の障害者福祉センターで行うことは、限界にきており、東高校跡地に社会福祉協議会事務局を移転することを提案いたします。社会福祉協議会事務局のほか、市民参加型のまちづくりを推進するため、清瀬ボランティアセンター及び清瀬市民活動センターも同時に移転し、住民の福祉・市民活動を総合的に支援する拠点として活用すれば、市民に有効な形で跡地を還元できると思います。社会福祉協議会が行う地域福祉事業と連動して行うためにも、これら三つの機能が同時に移転することが最も望ましいといえます。検討委員会の答申では、基本的な考え方で「公共的かつあらゆる市民が利用できること」、「多世代交流の場」であることを求めています。社会福祉協議会は多くの住民参加により成り立っており、跡地利用の趣旨に沿った施設利用が可能です。</p> <p>NPO法人の拠点として 清瀬市として重要かつ喫緊の課題である超高齢社会を展望し、答申にもある「高齢者・障害者施設として」及び「NPO等市民活動の場」として、また、「高齢者の尊厳を守り、自立と身心の健康をささえる」ための施設として、それらをささえるNPO法人の拠点としての活用を強く要望します。</p> <p>校舎の活用について 多世代交流、福祉、市民活動、生涯学習、スポーツなど分野を超え、広く市民が集い、学びあい、活動できる施設として使用するこ</p>
---------------------------------------	---

とを希望します。理由は、従来の市の施設は、男女共同参画、消費生活、生涯学習、児童、スポーツなど、分野別に使用目的が限定されているため団体同士の分野を超えた交流が行われていないのが現状です。分野を超えた施設を設け、日常的に市民同士が、交流し、情報交換、活動を行いネットワークを構築する拠点ができることにより、清瀬市の市民活動が活性化する契機となると考えます。

市民活動団体が、事務所あるいは活動拠点として長期にわたり、定期的に使用できる施設として教室の一部を貸し出すことを希望します。理由は、従来の市の施設の貸室事業の枠の中では、市民団体が拠点として定期的に使用することはできません。市民活動団体にとって事務所機能と活動拠点は活動を継続する上で必須の機能です。事務所機能、拠点として教室を貸し出すことは、行政が市内の市民活動団体を支援することとなり、市民協働が前進します。

青少年の健全育成の活動拠点として

青少年の健全育成に役立つ屋内外の活動拠点としての位置付けを望みます。内容は、屋外の一部に野外活動区域として炊飯、野外工作、キャンプ等のできる区域を設けることです。水道、トイレさえ利用できれば特別な設備は必要としません。広さは広いほど規模の大きな活動ができ望ましいですが、最低30坪程度でしょうか。できれば夜間の使用が可能であるとよいです。また、従来の教室であったものをそのままにゲ-ムやプレゼンテ-ション等に使えるように開放していただけるとよろしいです。近隣地域のこのような施設の例として東久留米市の滝山公園内の野外訓練施設、小平市の子供キャンプ場、また小平元気村おがわ東等が市の管理下で維持されています。特に、ボ-イスカウトは自発的自主的な野外活動を基本にして心身ともに健全な社会人として、奉仕することを学び、人生の本当の幸せを自覚することを旨としています。多くの青少年が参画してくれることを望んでいます。活動時、近隣、遠隔地それなりのフィールドを訪れることをしますが、身近な場所に簡易な拠点があることが有利な要素になります。以前ですと市内外の土地所有者が善意で活動場所として提供していただくことが比較的容易でありました。都市化とともに状況は変化し、今やこのような拠点を近郊に見出すことはとても厳しい状況にあります。将来を担う青少年に思う存分活動してもらいたいものです。心身ともに健やかに成長した若者の姿を見ると実に頼もしいものを感じ、次世代への確信が見えてくるものです。

最小限の設備を設置してほしい。

「現在の施設を有効に活用すること」及び「多額の維持管理経費がかからない利用であること」については賛成だが、市民の福祉の場であること、将来の利活用の利便性及び利用率の向上等を考え、必要最小限の設備については設置すべきと考えます。

市の考え方	東高校跡地の利用については、答申の基本方針において、「市民の生涯学習・スポーツ活動等の拠点施設として有効活用が期待できる」としており、基本的な考え方及び利用の方向においてさまざまな提案がなされております。ただ、具体的な利用方法などを含めて集約には至っておりません。東高校跡地の具体的な活用・運用等につきましては、今後、東京都と取得についての協議を進め、条件等を明確にしていきながら、市民の皆さまとともに検討していきたいと考えております。
-------	--

清瀬東高校跡地の利用 管理運営に関するもの

提出された意見等の概要 < 件数 1 件 >	<p>指定管理者制度について</p> <p>既存の市民センター等の公共施設の稼働率は低く、20パーセントを切る施設もあると聞いています。原因はいろいろあると思いますが、公平性を重視するあまり利用がしにくい、継続的・長期的な利用ができない、利用の手続きが不便、宣伝や利用勧奨が足りない、「施設を利用していただく」という市民サービスとしての視点がない及び対応が不親切等ではないかと思えます。東高校跡地の校舎は63教室あり、従来の施設運営の考え方では、利用率が向上しない等、施設の無駄につながりかねません。従って、従来の既存施設の基本理念、管理体制、運営方法、利用方法及び宣伝方法等を抜本的に見直し、新たな視点での対応が必要と考えます。そのため答申にもある指定管理者制度の導入については、大賛成です。なお、指定管理者制度の導入にあたっては、NPO法人等から企画を公募し、公平にコンペ等を行って委託先を決めることを強く要望します。</p>
市の考え方	施設の管理運営につきましては、効率的で柔軟な運営ができることが重要だと考えております。市としましても、市直営での管理運営は考えておりません。その方法につきましては、指定管理者制度や市民参加による運営など、いろいろな方法が考えられますので、今後、具体的な利用方法と合わせ検討していきたいと考えております。

その他

提出された意見等の概要 < 件数 1 件 >	<p>パブリックコメントの公表について</p> <p>「答申」について、市民から寄せられたすべての意見は、市側の回答つきで「市のホームページ」及び「市内公共施設館内」に小冊子を置いて、広報することなのですが、これでは、市民に十分に広報することになりません。ぜひ「清瀬市報」にて、広報してください。</p>
市の考え方	パブリックコメントの公表方法は、皆さまからいただいた意見を要約したものと、それに対する市の考え方を対比する形で、市のホームページ及び市内公共施設にて公表いたします。また、この公表を市報で掲載してほしいとのご要望ですが、市報では、紙面に制約あることやページを増やすことも予算上限りがあります。市のホームページ及び市内公共施設にて公表による方法で、ご理解をいただきたいと思えます。

《提出された意見等により基本的な考え方の修正を検討する事項》

1. なし。